

事業系ごみ分別徹底について

事業活動に伴って出るごみは、小規模事業者であっても家庭ごみ用のステーションには出せません。必ず分別区分に従って分別の上、自ら処理施設に搬入するか、許可業者に収集運搬を委託してください。

分別が適切に行なわれていないごみは、各処理施設での受入をお断りいたします。また、収集運搬業者による回収も行われなない場合がありますので、ご注意ください。事業系ごみの管理においては、飛散したりカラス等による害の影響を受けないように適正に管理してください。



家庭用ごみステーションには出せません。



分別をおこなってください。



保管・管理を適切に行ってください。